平成２１年（フ）第３９６号
秋田市外旭川字鳥谷場133番地市営住宅９―308号
債務者　澤木　里加
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０９号
秋田市川尻上野町１番６棟23号
債務者　板垣　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２３号
秋田県大館市比内町扇田字下扇田12番地
債務者　小畑　隆彦
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１２４号
秋田県大館市比内町扇田字下扇田12番地
債務者　小畑千賀子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第７５号
福島県南相馬市原町区仲町１丁目39番地
債務者　深野　一十
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第５９４号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地187　磯崎コーポＡ棟105号
債務者　長谷川照子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２４５号
茨城県古河市諸川534番地１　ソレイユルヴァン202、前住所茨城県古河市尾崎3497番地12
債務者　栗谷　彰雄
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４８号
茨城県筑西市乙423番地１　マイシティライフ36番館201
債務者　渡邉　　光
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６５号
茨城県古河市尾崎4014番地17
債務者　石原スーサンロサレス
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２６６号
茨城県古河市尾崎3062番地４
債務者　大久保マチ子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１０７３号
千葉市中央区仁戸名町356番地
債務者　大林　千春
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８８号
千葉県市川市広尾１丁目16番23―204号　ハイム広尾
債務者　中谷久美子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９８号
千葉市花見川区花見川４番16棟1101号
債務者　野村　將之
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１１９号
千葉県船橋市浜町１丁目４番２棟1005号
債務者　幾島　幸一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２９号
千葉県船橋市芝山３丁目10番２棟706号
債務者　丸山　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３４号
千葉市稲毛区作草部町599番地の１　清宮荘201
債務者　望月美佐子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４３号
千葉県船橋市駿河台１丁目５番48号　プラザシャトーＣ―３号
債務者　藤井　秀人
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６２号
山梨県都留市四日市場890番地５
債務者　曽根　利江
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係